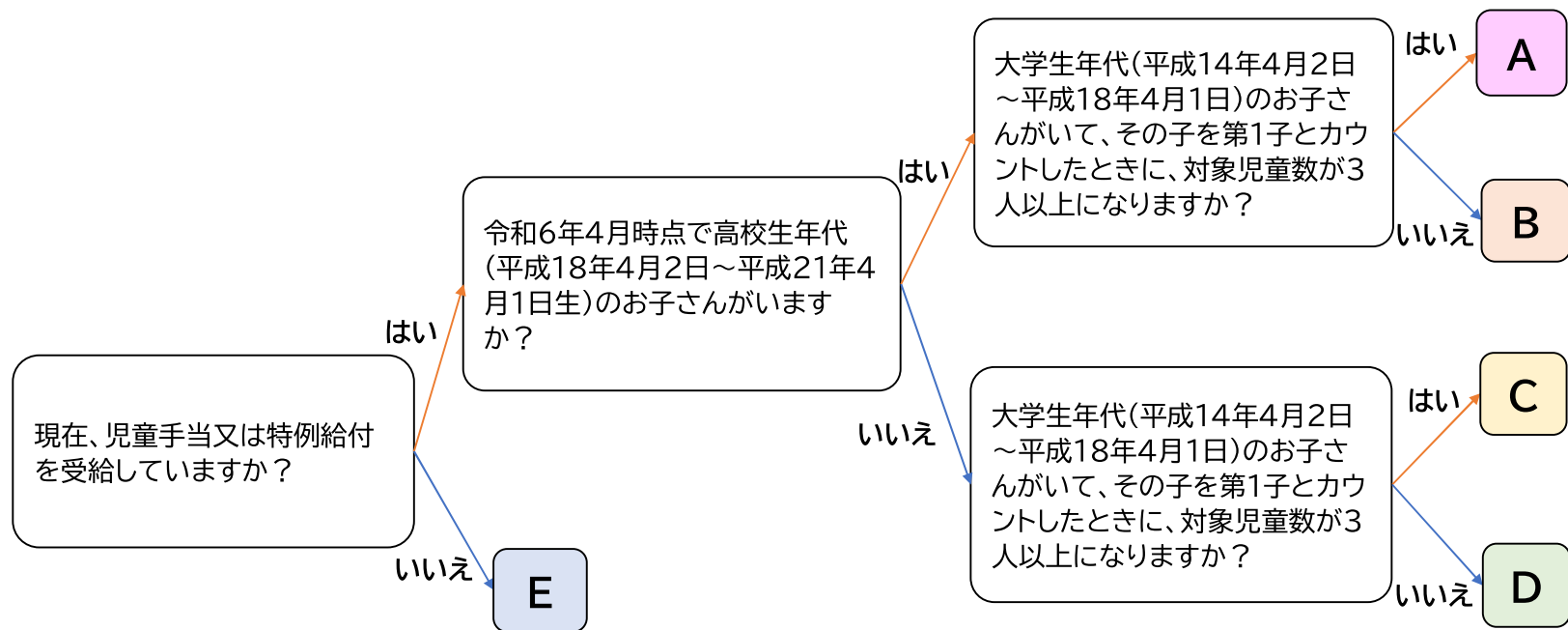




A	B	C	D	E
高校生年代の児童分について、<u>自動的に対象児童</u>となります。 大学生年代のお子さんについて、児童手当のカウント対象とするための<u>確認書の提出が必要です</u>。	高校生年代の児童分について、<u>自動的に対象児童</u>となります。	大学生年代のお子さんについて、児童手当のカウント対象とするための<u>確認書の提出が必要です</u>。	<u>手続は不要</u>です。	<u>新規申請が必要です</u>。 対象者へ勸奨通知を令和6年9月に送付しました。 ※長野市に転入されて、1度も児童手当の申請をされていない方には、勸奨通知が届きません。 9月中に勸奨通知が届かなかった方は、子育て家庭福祉課までお問合せください。 ※長野市以外に別居している高校生年代の子を養育している方には、勸奨通知が届きません。新規申請については子育て家庭福祉課までお問合せください。

児童手当の全受給者に、制度改正に関するお知らせと確認書を、令和6年9月に郵送しました。